漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則(令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。)第4条第1項第9号に掲げる片側留刺し網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和5年5月2日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の	船舶の	推進機関の	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の	備考
	認可をすべき	総トン数	馬力数				認可を申請すべき期間	
	船舶等の数							
きす片側留刺し網	1隻	10 トン未満	定めなし	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ	5月10日から	西津軽郡深浦町に住所を	令和5年5月2日から	1 許可の有効期間は、令和5年5月10日から令和5年
漁業				線と陸岸によって囲まれた区域。	8月31日まで	有する者	令和5年5月7日まで	8月31日までとする。
				ただし、西共第 21・22 号共同漁業権漁場以外の漁業				2 規則第14条第1項第4号の対象とする。
				権漁場を除く。				3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
				ア 北津軽郡権現崎突端				(1) 定置漁業の操業中は、その前面、後面及び沖合それ
				イ 西津軽郡弁天崎突端と北津軽郡権現崎突端を結ぶ				ぞれ 500 メートル以内は操業しないこと
				線上権現崎突端から 4,800 メートルの点				(2) 使用する網の目合は、30 ミリメートル以上とする
				ウ 基点第44号から磁針方位230度3,500メートルの				こと
				点				(3) 操業時間は、日の出から日没までとすること
				エ 基点第43号から磁針方位280度3,000メートルの				(4)8月1日から8月31日までの間は、水深20メート
				点				ル以浅の区域で操業してはならない
				オ 基点第42号から磁針方位278度3,000メートルの				
				点				
				カ 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田、鳴沢川左岸に設置し				
				た標柱から磁針方位 316 度 4,000 メートルの点				
				キ 基点第41号から磁針方位332度3,000メートルの				
				点				
				ク 基点第 41 号				
				基点第 44 号: 五所川原市と北津軽郡中泊町との境に				
				設置した標柱				
				基点第43号:つがる市と五所川原市との境に設置した				
				標柱				
				基点第42号: つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した				
				標柱				
				基点第41号:西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町と大字淀町				
				との境に設置した標柱				